

広島大学におけるキャンパス内全面禁煙の実施に関する基本方針

令和元年 10 月 2 日

安全衛生管理委員会

広島大学（以下、「本学」という。）は、受動喫煙防止対策の強化及び喫煙習慣のない学生を社会に送り出すことなどを旨とし、2020年（令和2年）1月1日から「キャンパス内全面禁煙」に移行することとしている（平成31年1月25日「広島大学キャンパス全面禁煙宣言」参照）。

全面禁煙の実施に当たっては、以下の基本方針によるものとする。

なお、広島大学受動喫煙防止対策(平成23年2月学長決裁)は、廃止する。

（ロードマップの推進）

1. 「キャンパス内全面禁煙に向けたロードマップ」（平成31年1月25日）に従い、禁煙教育、禁煙相談・禁煙支援、学内外への周知などの取組みを、全学で計画的かつ総合的に推進する。

（対象者）

2. 禁煙を求める対象者は、本学の構成員（学生、教職員等）及び学外者で本学の敷地内に立ち入る者とする。

なお、禁煙には、電子タバコ、加熱式タバコ等を含む。

（対象地域）

3. 禁煙対象地域は、本学の敷地内（建物内、車両内を含む）のほか、別に指定する周辺道路等の部分を含む。

なお、禁煙対象地域外であっても、周辺の道路や歩道上、店舗前等での周辺住民等への迷惑となる喫煙を行わないよう、受動喫煙防止に十分配慮することを求める。

（巡視の実施）

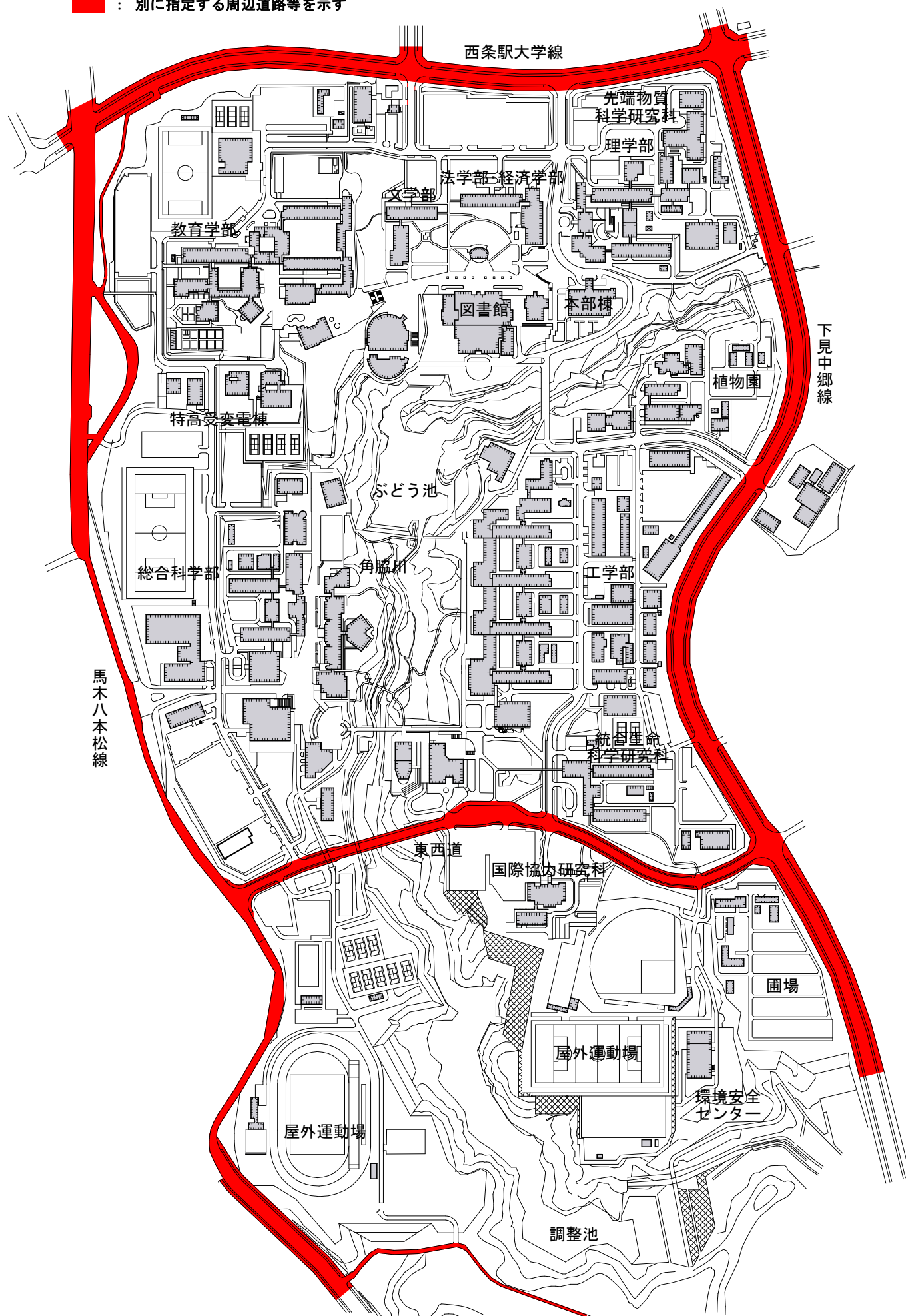
4. 禁煙対象地域での喫煙並びに吸い殻のポイ捨て等への対策として、安全衛生管理委員会等による巡視を定期的に実施する。

（勤務中の喫煙）

5. 望まない受動喫煙の防止及び職務専念義務の観点から、教職員等には、敷地内外を問わず、勤務中の喫煙は控えるよう求める。

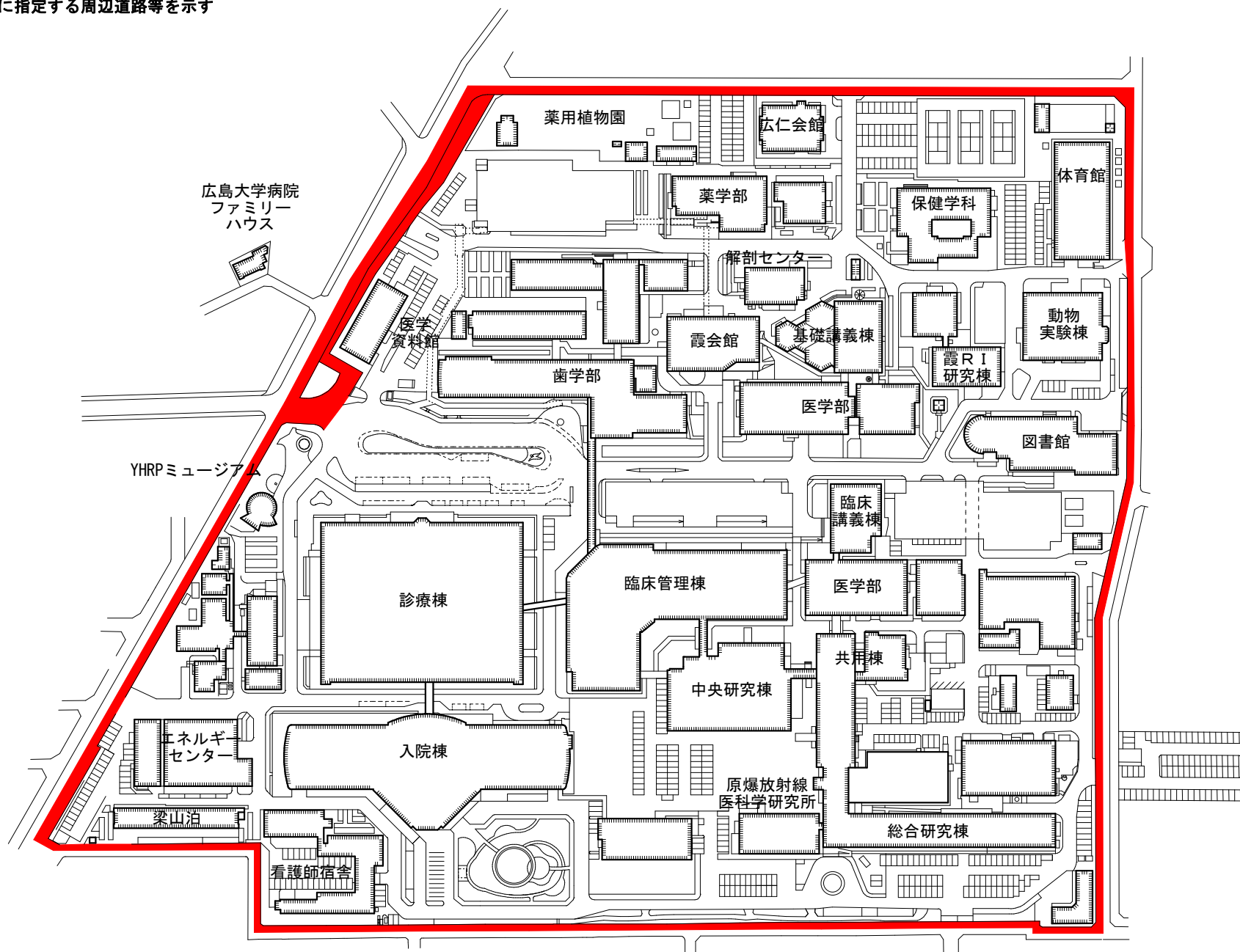
「別に指定する周辺道路等」（東広島キャンパス・アカデミック地区）

■：別に指定する周辺道路等を示す



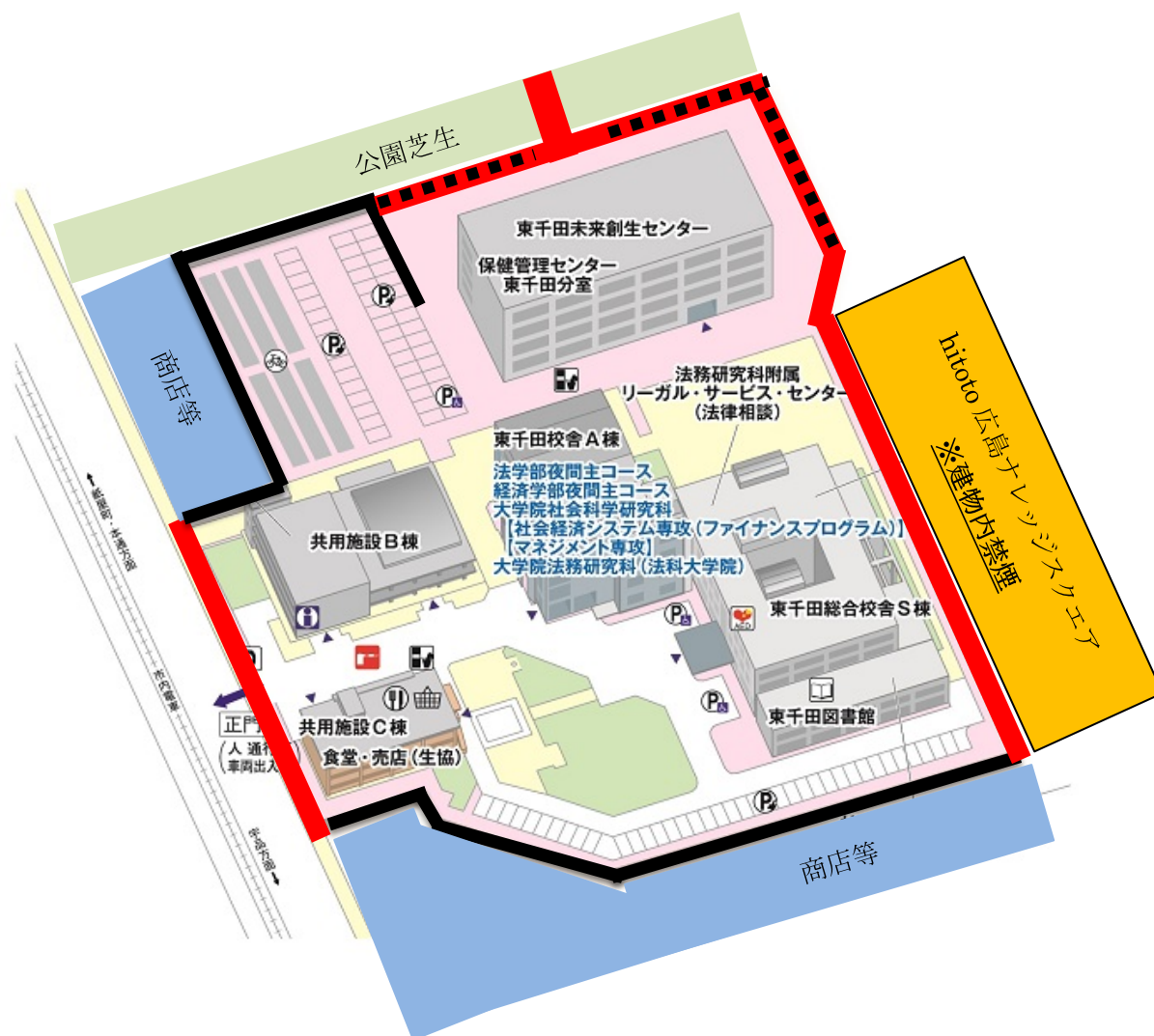
「別に指定する周辺道路等」（霞キャンパス）

■：別に指定する周辺道路等を示す



「別に指定する周辺道路等」(東千田キャンパス)

■ : 別に指定する周辺道路等を示す



■ : 植え込み, 塀

■ ■ ■ : ロープによる境界